

## 令和2年度第3回学長選考会議議事要旨

日 時 令和3年1月26日（火）13時00分開会、14時50分閉会

場 所 札幌駅前サテライト（教室1、教室2、Zoomを併用）

出席者 松岡（議長）、今井、柿沼、串田、蔵本、小玉、見上、  
後藤、横山、田口、千葉、浅利、五十嵐、志手、羽賀、高久

欠席者 なし

### （議 事）

#### 1. 前回（第2回）の議事要旨について

総務課長から、資料1に基づき、前回会議の議事要旨が読み上げられ、確認・了承された。

#### 2. 学長の面談について

国立大学法人北海道教育大学長の業績評価に関する要項第3条第1項1号に基づき、学長面談を実施した。

#### 3. 評価書の作成について

国立大学法人北海道教育大学長の業績評価に関する要項第3条第1項2号に基づき、学長面談を踏まえ、評価書について審議・決定した。

#### 4. 評価書の公表等について

国立大学法人北海道教育大学長の業績評価に関する要項第5条に基づき、評価書は松岡学長選考会議議長から学長へ手交後、本日中にホームページにて公表することとした。

以 上

## 令和2年度第3回学長選考会議 開催要項

○日 時 令和3年1月26日（火）13時00分～15時00分

○場 所 札幌駅前サテライト（教室1・2）

○議 題

1. 学長の業績評価について

○配付資料

資料1 令和2年度第2回学長選考会議議事要旨（案）

資料2 国立大学法人北海道教育大学長の業績評価に関する要項

資 料 1
学長選考会議
3.1.26

## 令和2年度第2回学長選考会議議事要旨（案）

日 時 令和2年10月27日（火）15時10分開会、15時55分閉会

場 所 札幌駅前サテライト（教室2、Zoomを併用）

出席者 松岡（議長）、今井、柿沼、串田、蔵本、見上、後藤、横山、  
田口、千葉、五十嵐、志手、羽賀、高久

欠席者 小玉、浅利

（議 事）

1. 前回（第1回）の議事要旨について

総務課長から、資料1に基づき、前回会議の議事要旨が読み上げられ、確認・了承された。

2. 学長の業績評価について

議長から、学長の業績評価に関する要項第3条1項1号に基づく学長面談の実施内容及び同条1項2号に基づく評価書の作成について説明があり、次回会議において、それまでの審査及び面談に基づき、学長の業績評価を決定することとした。

3. 次回の開催日について

次回（第3回）の会議を令和3年1月下旬とし、今後日程調整することとした。

以 上

資 料	2
学長選考会議	
3.1.26	

○国立大学法人北海道教育大学長の業績評価に関する要項

(平成29年6月21日学長選考会議決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則(平成16年規則第132号)第3条第3号に基づき、学長選考会議が学長の業績評価に関する事項を審議するに当たり、必要な事項を定める。

(業績評価の実施)

第2条 学長選考会議は、学長の任期の起算日(以下「任期の初日」という。)から同任期の末日の8月前までに学長の業績評価を行う。

2 学長の業績評価は、任期の初日から1年を超えた後に行うものとし、年度単位で実施することを原則とする。

(業績評価の方法)

第3条 学長の業績評価は、次に掲げる手順及び方法により実施する。

(1) 学長選考会議は、第4条に掲げる資料を審査し、学長と面談する。ただし、同面談は、非公開とする。

(2) 学長選考会議は、前号の審査及び面談に基づき学長の業績評価を決定し、評価書(別記様式。以下「評価書」という。)を作成する。

(評価資料)

第4条 学長の業績評価にあたって審査の対象とする資料は、次に掲げる資料とする。ただし、第1号から第5号に掲げる資料については、評価対象の年度内に作成されたものを対象とするものとし、同資料が当該年度内に作成されていない場合は、同資料を審査の対象から除外することができる。

- (1) 国立大学法人評価(年度評価)に係る資料
- (2) 国立大学法人評価(中期目標期間評価)に係る資料
- (3) 大学機関別認証評価に係る資料
- (4) 専門職大学院認証評価に係る資料
- (5) 監査報告
- (6) 望ましい学長像及び学長候補者所信書
- (7) その他学長選考会議が必要と認める資料

(業績評価の公表等)

第5条 評価書を作成した場合は、速やかに、同評価書の内容を、学長に通知するとともに、本学ホームページ上において公表する。

(学長への支援及び助言)

第6条 学長選考会議は、学長の業績評価の結果及び学長の業務の遂行状況に基づき必要と認める場合は、学長に対して、支援又は助言を行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、学長の業績評価に関する事項の審議に当たり必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年6月21日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

別記様式(第3条関係)

国立大学法人北海道教育大学 学長業績評価 評価書

[別紙参照]

別記様式（第3条関係）

国立大学法人北海道教育大学 学長業績評価 評価書

学 長 選 考 会 議

1 評価

--

2 各委員からの主な意見等

--